昭和三十四年国家公安委員会規則第二号

科学警察研究所の各部の内部組織に関する

四号)第十二条第二項の規定に基き、科学警察研 定める。 究所の各部の内部組織に関する規則を次のように 警察法施行規則 (昭和二十九年総理府令第四十

(法科学第一部)

第一条 生物第一研究室 法科学第 部に、 次の五研究室を置く。

生物第四研究室生物第三研究室

生物第二研究室

(生物第一研究室)

第二条 生物第一研究室においては、次に掲げる 第四研究室及び生物第五研究室の所掌に属する事務(生物第二研究室、生物第三研究室、生物 ものを除く。)をつかさどる。

犯罪の捜査に関連する生物学の研究及び実

(生物第二研究室)

第三条 生物第二研究室においては、 事務をつかさどる。 次に掲げる

関する研究及び実験に関すること。 形態学を応用する鑑定及び検査に関するこ

(生物第三研究室)

く。)をつかさどる。 (生物第四研究室の所掌に属するものを除生物第三研究室においては、次に掲げる

に関する研究及び実験に関すること。 犯罪の捜査に関連する血液型学及び生化学

一 血液型学及び生化学を応用する鑑定及び検 査に関すること。

第五条 生物第四研究室においては、 事務をつかさどる。 (生物第四研究室) 次に掲げる

研究及び実験に関すること。 分子生物学を応用する鑑定及び検査に関す 犯罪の捜査に関連する分子生物学に関する

(生物第五研究室)

第六条 生物第五研究室においては、 事務をつかさどる 次に掲げる 第十四条

犯罪の捜査に関連する微生物学の研究及び

生物第五研究室

験に関すること。

二 生物学を応用する鑑定及び検査に関するこ

犯罪の捜査に関連する人体組織の形態学に

(機械研究室)

第十二条 機械研究室においては、 務をつかさどる 次に掲げる事

実験に関すること。 犯罪の捜査に関連する機械工学の研究及び

実験、 鑑定及び検査に関するこ

第十三条 知能工学研究室においては、 る事務をつかさどる。

学の研究及び実験に関すること。 犯罪の捜査に関連する情報工学及び画像工

検査に関すること。 情報工学及び画像工学を応用する鑑定及び

微生物学を応用する鑑定及び検査に関する

(法科学第二部

第七条 物理研究室 法科学第二部に、 次の五研究室を置く。

(化学第一研究室

機械研究室 爆発研究室 火災研究室

知能工学研究室 (物理研究室)

をつかさどる。 物理研究室においては、 次に掲げる事務

実験に関すること。 犯罪の捜査に関連する物理学の研究および

二 物理学を応用する鑑定および検査に関する

一第九条 削除

(火災研究室)

第十条 火災研究室においては、犯罪の捜査に関 験、鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。連する火災、電気災害等についての研究、実 (爆発研究室)

第十一条 爆発研究室においては、犯罪の捜査に 関連する爆発等についての研究、実験、 び検査に関する事務をつかさどる。 鑑定及

二 機械工学を応用する鑑定及び検査に関する

いての研究、 犯罪の捜査に関連する銃器、弾丸類等につ

(知能工学研究室)

(化学第四研究室)

(犯罪行動科学部)

犯罪行動科学部に、

次の三研究室を置

次に掲げ

(法科学第三部)

法科学第三部に、

次の五研究室を置

化学第一研究室 化学第五研究室 化学第四研究室

第十五条 学第四研究室及び化学第五研究室の所掌に属す る事務(化学第二研究室、化学第三研究室、 るものを除く。)をつかさどる。 化学第一研究室においては、次に掲げ 化

に関すること。 の薬物についての研究、実験、鑑定及び検査犯罪の捜査に関連する麻薬、覚醒剤その他

連する化学の研究及び実験並びに化学を応用 する鑑定及び検査に関すること。 前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関

第十六条 化学第二研究室においては、犯罪の捜 さどる。 五研究室の所掌に属するものを除く。)をつか 査に関連する毒物、 (化学第二研究室) (化学第三研究室、化学第四研究室及び化学第 ての研究、実験、 劇物及び環境汚染物質につ 鑑定及び検査に関する事務

(化学第三研究室)

第十七条 化学第三研究室においては、 る事務をつかさどる。

犯罪の捜査に関連するラジオアイソトー

び検査に関すること。成されたものについての研究、実験、 染物質並びに第十八条に規定する物質を除薬物、前条に規定する毒物、劇物及び環境汚 関連する微細物(第十五条第一号に規定する一 前二号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に く。次条において同じ。)のうち人工的に合 鑑定及

> に関すること(情報科学第一研究室及び情報 科学第二研究室の所掌に属するものを除く。)

連する情報科学の研究、実験、鑑定及び検査 前号に掲げるもののほか、犯罪の捜査に関 究、実験、鑑定及び検査に関すること。

験、鑑定及び検査に関する事務(化学第三研究 室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。 (化学第五研究室) 捜査に関連する微細物についての研究、実 第十九条

第十八条 化学第五研究室においては、化学兵器 令(平成七年政令第百九十二号)別表一の項のの禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行 第三欄又は第四欄に掲げる物質及び同表二の項

どる。

についての研究及び実験に関する事務をつかさ

第三研究室の所掌に属するものを除く。)をつ かさどる。 又は三の項の第三欄又は第四欄に掲げる物質の 実験、鑑定及び検査に関する事務(化学

(法科学第四部)

第十八条の二 法科学第四部に、 次の三研究室を

情報科学第二研究室 情報科学第一研究室 情報科学第三研究室

第十八条の三 情報科学第一研究室においては、 次に掲げる事務をつかさどる。 (情報科学第一研究室)

の研究及び実験に関すること。 犯罪の捜査に関連する心理学及び精神医学

二 心理学及び精神医学を応用する鑑定及び検 査に関すること。

(情報科学第二研究室)

第十八条の四 情報科学第二研究室においては、 次に掲げる事務をつかさどる

次に掲げ

の研究及び検査に関すること。

第十八条の五 情報科学第三研究室においては、

三 偽造通貨の符号の制定に関すること。

(情報科学第三研究室)

二 前号に掲げる技術を応用する鑑定及び検査

の鑑定に必要な技術の研究及び実験に関する

犯罪の捜査に関連する文書類及び偽造通貨

次に掲げる事務をつかさどる。

犯罪の捜査に関連する音声についての

二 ラジオアイソトープを応用する鑑定及び検 査に関すること。

第十七条の二 化学第四研究室においては、犯罪

第二十条 少年研究室においては、少年の非行 止に関連する行動科学その他の少年の非行防 捜査支援研究室 犯罪予防研究室 少年研究室 (少年研究室)

この規則は、

昭和四十六年四月一日から施行

員会規則第二号

(犯罪予防研究室)

ついての研究及び実験に関する事務をつかさど防止に関連する行動科学その他の犯罪の防止に 犯罪予防研究室においては、犯罪の

(捜査支援研究室)

第二十二条 捜査支援研究室においては、犯罪の 捜査の支援についての研究及び実験に関する事捜査の支援に関連する行動科学その他の犯罪の 務をつかさどる。 (交通科学部)

交通科学第一研究室

第二十三条 交通科学部に、

次の三研究室を置

交通科学第三研究室 (交通科学第一研究室)

通警察に関連する交通工学その他の交通警察に第二十四条 交通科学第一研究室においては、交 するものを除く。)をつかさどる。 第二研究室及び交通科学第三研究室の所掌に属 ついての研究及び実験に関する事務(交通科学 (交通科学第二研究室)

通事故の防止その他交通警察に関連する心理学第二十五条 交通科学第二研究室においては、交 及び人間工学の研究及び実験に関する事務をつ かさどる。

第二十六条 交通科学第三研究室においては、 (交通科学第三研究室)

に掲げる事務をつかさどる 査に関すること。 及び実験並びにこれらを応用する鑑定及び検 交通事故に係る犯罪の捜査についての研究 機械工学の研究及び実験に関すること。 交通事故の防止その他交通警察に関連する 次

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行

この規則は、昭和四十五年四月二十二日から 委員会規則第二号) (昭和四五年四月二二日国家公安

施行する。 (昭和四六年四月一日国家公安委

員会規則第二号 (昭和四七年五月一日国家公安委

この規則は、昭和四十七年五月一日から施行

員会規則第三号) 附 (昭和五〇年四月二日国家公安委

この規則は、昭和五十年四月二日から施行す

員会規則第一号 則

この規則は、昭和五十四年四月四日から施行

会規則第三号)

附 則 (平成八年五月一一日国家公安委

この規則は、平成八年五月十一日から施行す

る。

則

(平成一○年四月九日国家公安委

この規則は、公布の日から施行する。 員会規則第九号) 則 (平成一四年四月一日国家公安委

この規則は、公布の日から施行する。 員会規則第六号) 則 (平成一五年四月一日国家公安委

この規則は、公布の日から施行する。 員会規則第一〇号) 員会規則第九号) 則 (平成一七年四月一日国家公安委

この規則は、平成二十三年四月一日から施行 この規則は、公布の日から施行する。 委員会規則第七号) 附 (平成二三年三月三一日国家公安

員会規則第五号) 則 (平成二四年四月六日国家公安委

この規則は、公布の日から施行する。 附 員会規則第五号) (平成三一年四月一日国家公安委

(施行期日)

第一条 この規則 は、 公布の日から施行する。

(昭和五三年四月五日国家公安委

この規則は、昭和五十三年四月五日から施行

附 員会規則第三号) 則 (昭和五四年四月四日国家公安委

則 (平成五年四月一日国家公安委員

この規則は、平成五年四月一日から施行す

員会規則第一六号)附 則 (平成六年 (平成六年六月二四日国家公安委

この規則は、平成六年七月一日から施行す

員会規則第五号)